

議第 83 号

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において、個人番号を利用した情報連携を行うため改正しようとする。

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 <u>市長は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>別表</u>の第1欄に掲げる事務を処理するために、同表の第2欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された同表の第3欄に掲げる特定個人情報を、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> | <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 <u>番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の第1欄に掲げる事務及び市長が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 市長は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>別表第2</u>の第1欄に掲げる事務を処理するために、同表の第2欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された同表の第3欄に掲げる特定個人情報を、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|---|---|---|--|--|
| 別表 (第3条関係) | | | 別表第1 (第3条関係) | | |
| | | | 機関 | 事務 | |
| 別表 (第3条関係) | | | 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 (昭和25年法律第144号) に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | |
| | | | 利用する事務 | 特定個人情報を保有する事務 | 特定個人情報 |
| 高山市税条例 (昭和30年高山市条例第32号) に基づく市民税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分・高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分 (略) | 特定個人情報 | 高山市税条例 (昭和30年高山市条例第32号) に基づく市民税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分 (略) | 特定個人情報 |
| | 介護保険法 (平成9年法律第123号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 介護保険給付等関係情報 (番号法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。) であって規則で定めるもの | | 介護保険法 (平成9年法律第123号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 介護保険給付等関係情報 (番号法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。) であって規則で定めるもの |
| | | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 (以下「外国人生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの |
| | | | 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| | | | もの | | |
| | | | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者の日常生活支援の決定に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの部分（略） | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者の日常生活支援の決定に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの部分（略） | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの |
| | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 児童扶養手当関係情報（番号法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報をいう。）であって規則で定めるもの |
| | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 |

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| | 法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | による給付金に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 母子保健法による療育医療の給付又は療育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 児童手当関係情報(番号法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。以下同じ。)であって規則で定めるもの |
| | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 障害者自立支援給付関係情報(番号法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。)であって規則で定めるもの |
| 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|---|--|------------------------|--|--|-------------------------|
| | | | 障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | |
| | | | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく認定審査に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 児童扶養手当法及び児童手当法に基づく認定審査に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若し | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|---|---|---|--|--|-------------------------|
| | | | くは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略） | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略） | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略） | |
| | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの | の | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | | |
|---|--|--|---|--|--|-------------------------|
| 高山市国民健康保険条例（昭和56年高山市条例第47号）に基づく国民健康保険料の賦課に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 生活保護関係情報（番号法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。）であって規則で定めるもの | 高山市国民健康保険条例（昭和56年高山市条例第47号）に基づく国民健康保険料の賦課に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 生活保護関係情報（番号法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。）であって規則で定めるもの | |
| | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの | |
| | | | | 予防疫種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略） | | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略） | | |
| | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの | |

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--------------------------------|
| | 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であつて番号法主務省令で定めるもの | 児童手当関係情報（番号法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。）であつて規則で定めるもの | | 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であつて番号法主務省令で定めるもの | 児童手当関係情報であつて規則で定めるもの |
| | | | | <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</u> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。